

15 水資源の有効利用の推進

上水

取組概要

水資源の有効利用を行うために、漏水防止計画に基づく効率的な地下漏水調査を実施し、漏水の早期発見に努めています。また、漏水の予防的対策のために、老朽化した配水管や給水管の計画的な更新を行っています。

進行管理の指標

- 平成23年度目標
有効率^{*}93.1%

平成23年度の取組結果

- 平成23年度 有効率92.5%（前年度と比較して漏水量等の無効水量が増加したことによる）
- 平成23年度の漏水調査計画延長を平成22年度の820kmから1,050kmに延伸、漏水発見件数が増加

評価

B

今後の取組

- 【平成24年度】
 ●目標有効率93.3%
 ●第7次漏水防止基本計画の策定
- 【平成25年度】
 ●目標有効率93.4%
 ●第7次漏水防止基本計画の遂行



^{*}有効率 ((年間有効水量／年間配水量) × 100)
 水道施設及び給水装置を通して給水される水量がどの程度有効に使われているかを示すもので、有効水量には、料金収入のある水量のほか、局事業用に使用された水量など、使用上有効とみなされる料金収入のない水量も含む

漏水調査の様子

施策の方向性 | 良好な水環境の創出

16 下水道未整備地区の解消及び水洗化の促進

下水

取組概要

下水道の整備困難地域の課題解決に向けた取組を推進しています。
 また、未水洗化家屋への戸別訪問や広報活動などにより、水洗化を促進しています。

進行管理の指標

- 平成22年度末の下水道普及率^{*}
99.3%
- 平成22年度末の水洗化率^{*}
99.0%

平成23年度の取組結果

- 平成23年度末の下水道普及率
99.3%
- 平成23年度末の水洗化率
99.3%

評価

B

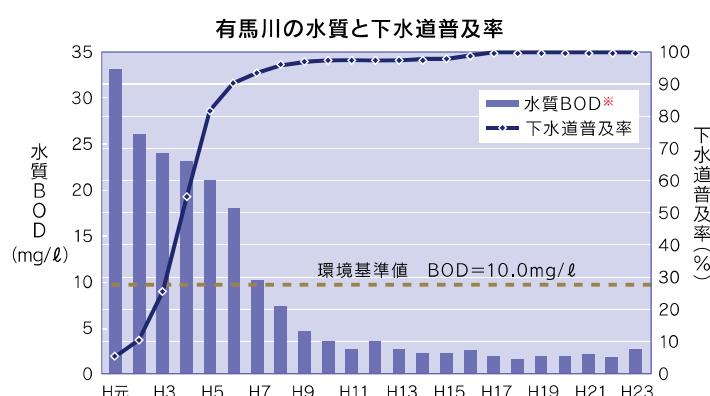
今後の取組

- 下水道普及率100%に向け、引き続き関係事業者等と協議・調整を進め、下水道未整備地区を解消
- 未水洗化家屋の解消に向けた取組を継続実施

*下水道普及率 下水道が整備された区域（処理区域）に居住する人の割合

*水洗化率 処理区域に居住する人のうち、実際に下水道を利用している人の割合

*BOD 有機物による汚れの度合いを表す指標であり、水中の有機物が微生物により分解される時に消費される酸素の量



17 | 事業場指導及び水処理センターの適切な水質管理

下水

取組概要

下水道法等に基づき、事業場※からの排水に対する調査・水質指導を実施します。同時に、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」で指定された第一種指定化学物質の排出量等をアンケートで調査・集計した後、結果の公表（ホームページ）及び事業場への周知により、化学物質の排出抑制を啓発します。

水処理センターの運転管理を適切に行い、良質で安定した放流水質を維持します。

進行管理の指標

- 繼続してアンケートの実施、集計、公表、啓発というサイクルを毎年実施
- 化学物質使用量と下水道への排出量の変化で取組の成果を確認
- 法令に則した良質で安定した放流水質の維持

平成23年度の取組結果

下水道法等に基づく事業場立入指導を適切に実施しました。
アンケートの結果、排出量は概ね横ばいでいたが、PRTR法改正に伴い第一種指定化学物質が追加されたため、その分の排出量が上乗せされました。
また、結果の公表及び事業場への啓発を実施しました。
水処理センター放流水は、良質で安定した水質を維持しました。

評価

B

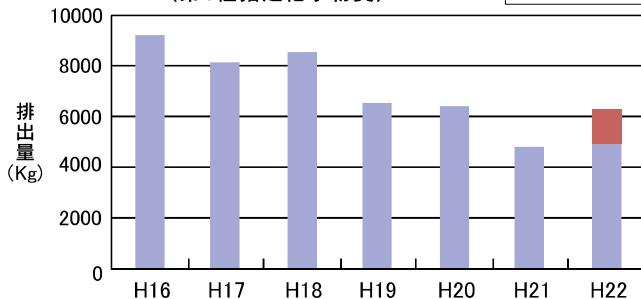
今後の取組

- 事業場排水の調査・指導、及び化学物質排出量等アンケート調査を継続して実施
- 引き続き水処理センターの運転管理を適切に行い、良質で安定した放流水質を維持

※事業場

下水道を使用する特定事業場及び一定基準以上の水質に係る下水を排除する事業場

特定化学物質の下水道への排出量 (第1種指定化学物質)



18 | 高度処理の推進

下水

取組概要

閉鎖性水域である東京湾における環境基準の達成・維持や富栄養化対策として、「東京湾流域別下水道整備総合計画※」に基づき、高度処理※施設の導入を進めています。

進行管理の指標

- 平成23年度末
高度処理普及率27.0%

平成23年度の取組結果

● 入江崎水処理センター西系再構築施設（1/2系列 64,500m³/日）の供用開始により高度処理普及率27.0%を達成

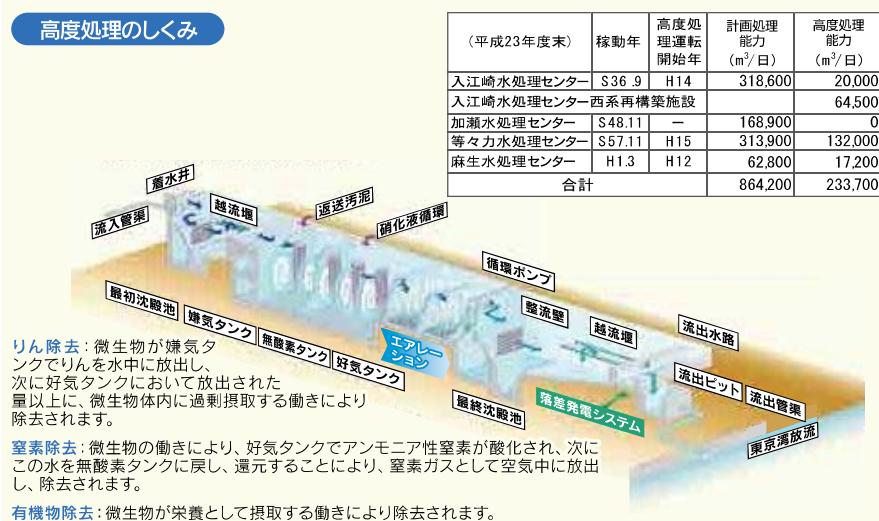
評価

B

今後の取組

- 入江崎水処理センター西系再構築施設の第Ⅱ期事業及び東系高度処理事業（改修）、等々力水処理センターの高度処理事業（一部）に着手

高度処理のしくみ



※東京湾流域別下水道整備総合計画
東京湾の水質環境基準を達成維持することを目的とした下水道法に基づく計画で、本市下水道計画の上位計画に当たるもの

※高度処理

主に処理水の活用や放流先の環境保全（特に閉鎖性水域（湖沼、閉鎖性の湾など）における富栄養化対策を主眼とすることが多い）を目的として、二次処理に付加し浄化を行うこと、またはそのための施設設備

りん除去：微生物が嫌気タンクでりんを水中に放出し、次に好気タンクにおいて放出された量以上に、微生物体内に過剰摂取する働きにより除去されます。

窒素除去：微生物の働きにより、好気タンクでアンモニア性窒素が酸化され、次にこの水を無酸素タンクに戻し、還元することにより、窒素ガスとして空気中に放出し、除去されます。

有機物除去：微生物が栄養として摂取する働きにより除去されます。

19 | 合流式下水道の継続的な改善

下水

取組概要

合流改善用スクリーンの設置やポンプ場スクリーンの改善に継続して取り組むとともに、未処理下水の汚濁負荷や放流水数の削減を図るため、雨水貯留管・雨水滞水池※などを建設してきましたが、今後も建設事業を推進することにより、汚濁負荷の高い初期雨水対策を進めています。

進行管理の指標

- 大師河原貯留管の建設

平成23年度の取組結果

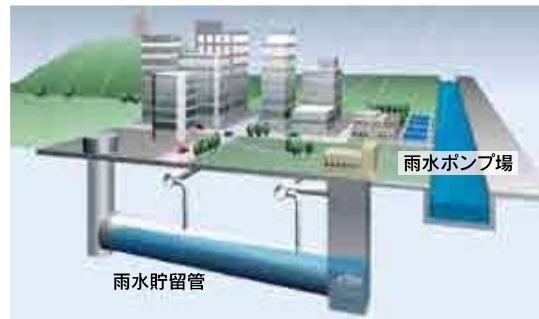
- 平成20年度に着手した大師河原貯留管の建設事業を推進

評価

B

今後の取組

- 大師河原貯留管の建設事業を継続実施



雨水貯留管

※雨水貯留管・雨水滞水池
汚濁負荷の高い初期雨水を一時的に貯留する施設（川崎市では、浸水対策の役割を併せ持った施設）

環境方針④ 環境に配慮した行動の促進

施策の方向性 事業活動における適正な環境管理

20 エコオフィスの推進

共通

取組概要

市役所が率先して環境保全活動を推進することを目的に、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を全庁的に行うものです。
公用車については、低公害車を導入し、優先的に使用します。

進行管理の指標

- 低公害車導入率等
平成23年度の目標値
低公害車導入率63.2% (209台中132台、うちハイブリッド車2台)

平成23年度の取組結果

- 低公害車導入率63.6% (209台中133台、うちハイブリッド車2台)

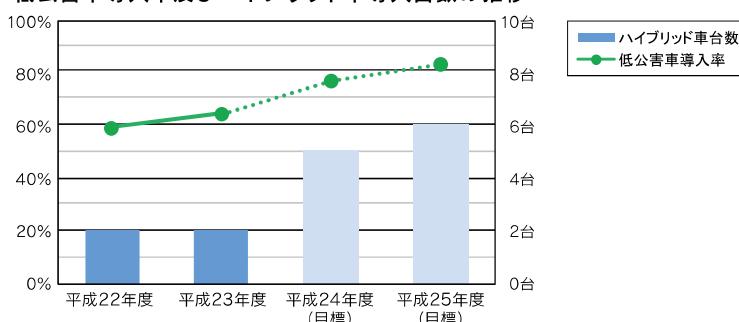
評価

B

今後の取組

- 【平成24年度】
● 低公害車導入率76.2% (210台中160台、うちハイブリッド車5台)
【平成25年度】
● 低公害車導入率82.4% (210台中173台、うちハイブリッド車6台)

低公害車導入率及びハイブリット車導入台数の推移



21 省エネ法に基づくエネルギー管理の取組

共通

取組概要

省エネ法の改正（平成22年4月1日）に伴い上下水道局全体が「特定事業者」として指定を受け、エネルギー管理統括者等の選任、中長期計画書・定期報告書の作成を行う中でエネルギー使用量の把握・適正管理を行い、エネルギー消費原単位の低減を目指します。

進行管理の指標

- 上下水道局全体で中長期における年平均約1%以上のエネルギー消費原単位※の低減
平成22年度
浄水場等0.0339kL/千m³
水処理センター等0.1250kL/千m³

平成23年度の取組結果

- 平成23年度エネルギー消費原単位
浄水場等
0.03228kL/千m³(4.8%減)
水処理センター等
0.1240kL/千m³(0.8%減)

評価

A

今後の取組

- 中長期における年平均約1%以上のエネルギー消費原単位の低減を目指し、引き続き省エネルギーの取組を推進

エネルギー消費原単位の推移

